

設計等技術業務委託契約書及び事業監理業務委託契約書におけるスライド条項の追加について

測量又は建設コンサルタント等業務において、契約期間中に日本国内における賃金水準等の変動又は急激なインフレ等により業務委託料が不適切になったと認められる場合には、一定条件の下で業務委託料に適切に反映させるため、設計等技術業務委託契約書及び事業監理業務委託契約書にスライド条項を追加する改正を行いましたのでお知らせします。

(対象業務)

防衛省が発注する全ての測量又は建設コンサルタント等業務。ただし、契約書の作成を要しない案件を除きます。

(改正内容)

- 設計等技術業務委託契約書
第30条の2（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）を追加。
- 事業監理業務委託契約書
第21条の2（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）を追加。

適用時期

令和7年7月30日から適用します。なお、既契約等の適用につきましては発注者へご確認ください。

その他

契約条項改正通知及び運用基準につきましては、以下のリンク先からご確認ください。

(契約条項改正通知)

<https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/seidotsutatsu.html>

(運用基準)

<https://www.mod.go.jp/j/budget/documents/index.html>

運用基準に関するお問合せ先

中国四国防衛局 調達部 調達計画課 082-223-8429

契約条項に関するお問合せ先

中国四国防衛局 総務部 契約課 082-223-7232